法　規　的　告　示

○国土交通省告示第五百十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第五十七条の規定に基づき、自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年七月八日

国土交通大臣　中野　洋昌

自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示

自動車の点検及び整備に関する手引（平成十九年国土交通省告示第三百十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

2　日常点検の実施の方法

（略）

日常点検の実施方法

点検箇所		点検項目	点検の実施の方法
（略）		（略）	（略）
運転席での点検	ブレーキ・ペダル	踏みしろ、ブレーキのきき	○　エンジンをかけた状態でブレーキ・ペダルをいっぱいに踏み込んだとき、床板とのすき間（踏み残りしろ）や踏みごたえが適当であるかを点検します。 （床板とのすき間が少なくなっているときや、踏みごたえがやわらかく感じるときは、ブレーキ液の液漏れ、空気の混入によるブレーキのきき不良のおそれがあります。） ○　トラック、バスなどのエア・ブレーキが装着されている自動車にあっては、踏みしろの点検は不要です。 なお、「車の周りからの点検」の欄を参照してください。 ○　ブレーキ・ペダルの操作量の異常を検知するセンサが装着されている自動車にあっては、スキャンツールによる車載式故障診断装置の診断の結果を読み取ること又は制動装置に係る識別表示が異常を示す点灯をしていないかを目視により確認することにより点検することができます。
	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

改正前

2　日常点検の実施の方法

（略）

日常点検の実施方法

点検箇所		点検項目	点検の実施の方法
（略）		（略）	（略）
運転席での点検	ブレーキ・ペダル	踏みしろ、ブレーキのきき	○　エンジンをかけた状態でブレーキ・ペダルをいっぱいに踏み込んだとき、床板とのすき間（踏み残りしろ）や踏みごたえが適当であるかを点検します。 （床板とのすき間が少なくなっているときや、踏みごたえがやわらかく感じるときは、ブレーキ液の液漏れ、空気の混入によるブレーキのきき不良のおそれがあります。） ○　トラック、バスなどのエア・ブレーキが装着されている自動車にあっては、踏みしろの点検は不要です。 なお、「車の周りからの点検」の欄を参照してください。
	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）